新潟県阿賀野市基本計画

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は、平成29年11月現在における新潟県阿賀野市の行政区域とする。概ねの面積は192.7平方キロメートル程度である。

なお、次の区域は本区域から除く。

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する県立自然公園
- ・環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落

本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の 促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- 新潟県自然環境保全地域
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地

また、次の区域は本区域には存在しない。

- 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- 自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ・シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息 (繁殖・越冬・渡り環境)・ 生育域等
- 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

促進区域地図「別紙1」参照

(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等) 阿賀野市は、新潟市の東に位置し、平成16年4月に隣接する安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村が新設合併し、阿賀野市が誕生した。

南側には大河阿賀野川が流れ、東側には標高 1,000m 級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に約 5,800ha 余りの水田が広がる穀倉地帯で、自然環境豊かな地域である。こうした豊かな大地・豊富な水を活用して農業や酪農、窯業土石などが地場産業として発展してきた。特に近年では、機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積が進んできているほか、産地化・ブランド化を目指す地元野菜・果樹を乾燥させ新たな付加価値を創出する取り組みも行っている。

また、本市の中央部に国の天然記念物「白鳥渡来地」として有名な瓢湖があり、平成 20 年 10 月 30 日にラムサール条約登録湿地として指定され、年間約 30 万人の観光客で賑わっている。

交通体系としては、新潟市から南東へ約 20km、北は新発田市、東は阿賀町、南は五泉市にそれぞれ接している。東西約 18.5km、南北約 15.3km、面積 192.7kmを有し、磐越自動車道と国道 49号が東西に国道 460号と国道 290号、JR羽越本線が南北に整備されている。

新潟県東部産業団地から磐越自動車道安田 I Cまで約4km、新潟空港まで約31km、新潟東港まで約37kmの位置にあり、高速道路を利用してのトラック輸送、大量輸送が可能な新潟東港コンテナ航路では、韓国、中国、東南アジア、空路では、ハバロフスク、ハルビン、ウラジオストク、ソウル、上海、台北便が就航して海外にもアクセスが良好である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当市は、全産業に占める農業への就業者割合が11.3%と近隣市町村である新潟市、新発田市、五泉市、阿賀町と比べても高い比率となっているように、農業が基幹産業の一つである。販売金額別では、コシヒカリを中心とした稲作が約69%を占め、盛んであるが、カリフラワーやたまねぎ、完熟いちご越後姫、いちじく等の多品目の野菜や果樹を生産している。最近では、廃校を活用して食品乾燥施設を整備し、農産物の高付加価値化への取組みを行っている。

また、当該地域は雇用者数の約3割、売上高の3割超、付加価値額の約3割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。中でも、製造品出荷額等の構成比率及び従業員比率でみると、食料品製造業が製造品出荷額等の30.3%、従業員比率の30.9%を占めている。地域の農産物等を利用した食料品の製造やコラボレーションした商品開発等を行う企業もあり、地域内の連携がみられる。

このような食の産業集積を活かし、地域内の付加価値を高めるとともに質の高い雇用創出を行う。

食料品製造業に続いて、化学工業が製造品出荷額等の構成比率 21.3% (従業員比率 3.7%)、家具装備品製造業 6.5% (8.3%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 5.7% (7.5%)、印刷・同関連業 5.2% (4.6%)、窯業・土石製品製造業 4.8% (6.4%)、はん用機械器具製造業 4.5% (7.2%)、生産用機械器具製造業 3.4% (7.1%)と幅広い分野の「ものづくり産業」の集積がみられるのも本市の特性・強みである。

このような産業の集積、地域資源を活かした地域内の循環、地域外の需要獲得を通じ、地域の付加価値を高め、雇用創出につなげるといった好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり1億3,000万円(1件あたりの目標額・県1事業所あたりの付加価値額を上回る額)を創出する地域経済牽引事業を5件(目標件数)創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍(新潟県の製造業の生産波及効果)の波及効果を与え、促進地域で8億7,750万円の付加価値を創出することを目指す。

8億7,750万円は促進区域の全産業付加価値額(549億6,500万円)の1.60%であり、地域経済への波及効果が期待できる。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業に	_	878 百万円	
よる付加価値創出額			

(算定根拠)

1億3,000万円 (1件あたりの目標額平均付加価値増加額) \times 1.35 (経済波及効果) \times 1件/年 \times 5年間=8億7,750万円

過去の1事業所あたりの製造業の付加価値増加額実績を目標額として設定 525.31 百万円*1 × 24.76% * 2 ≒ 1.30 億円

*1 525.31 百万円:2014年阿賀野市の製造業1事業所あたり付加価値額

58, 309, 20 百万円÷111 事業所

421.04 百万円:2012 年阿賀野市の製造業1事業所あたり付加価値額

48,840.18 百万円÷116 事業所

*2 24.76%: 2012 年→2014 年阿賀野市製造業1事業所あたり付加価値増加率

525.31 百万円 (2014 年) ÷421.04 百万円 (2012 年)

【出典】工業統計調査 2012 年 2014 年

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の	-	130 百万円	-
平均付加価値額			
地域経済牽引事業創	_	5件	
出件数			

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)~(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然、経済的又は社会的な観点から 見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業である こと。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,628 万円 (新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (平成 24 年経済センサス-活動調査)) を上回る見込みであること。

(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 2.9%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 2.9%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1.1%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4.5%増加することなお、(2)、(3)の指標については、事業期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点 促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域1】

山倉 1912-1~4、1912-6

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は4~クタール程度である。

本区域は金属加工業、食料品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 30 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進す ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域2】

沖字腰廻 315-1

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2~クタール程度である。

本区域ははん用機械器具製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で30分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域3】

女堂 300-1、300-2、301-22

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2ヘクタール程度である。

本区域は化学工業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域4】

勝屋字横道下 918-5、918-112、918-113、918-125

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は3~クタール程度である。

本区域は食料品製造業、食料品卸売業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で 40 分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進す ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域5】

大室字山道 660-3、大室字新山 666-2

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2~クタール程度である。

本区域は食料品製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域6】

十二神字貝喰 61-3、66-2、77-1、77-6、77-25、79-3、79-14、79-17

大室字十二神 244、247-1、247-2、1248

大室字貝喰 2139-223、2139-229、2142、2143

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は6~クタール程度である。

本区域は食品製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし

【重点促進区域7】

カッポやき 257-41、257-105、257-107、257-109、356-1、356-66~356-70、395-1、395-3~395-5、5911-1、5911-3~5911-27、5911-29、5917-1、5917-4~5917-27、5917-32、6168-2、6168-4、6168-6、6168-8~6168-43、6170-3、6306-4~6306-21、6308-3、6308-5、6310-4、6310-5、6472-2、6473-2~6473-4、6490-6~6490-8、6490-12、6495-9、6495-10、6513-2、6515-3、6516-3、6518-3~6518-7、6545-2、6545-3、6550-2~6550-4、6552-3、6553-2、6553-3、

 $6554-3 \sim 6554-5, 6577-2, 6577-3, 6584-3, 6584-4, 6585-2, 6586-2, 6586-4, 6586-6 \sim 6586-8, 6592-4, 6597-3, 6604-3, 6606-3, 6606-6 \sim 6606-8, 6607-2, 6607-4 \sim 6607-7, 6608-3, 6621-4, 6623-2, 6623-6, 6645, 6652-3, 6654-2, 6668-3, 6670-4, 6670-5, 6697-6, 6697-7, 6698-3, 6699-3, 6700-3, 7183-3, 7184-3, 7268-3, 7431-2, 7431-3, 7436-2, 7438-1$

概ねの面積は100ヘクタール程度である。

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域ははん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、食料品製造業等が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域8】

保田字中山 5836、5837、5838、5839、5854-1、5855-1、5855-2、5856-1、5856-2、5859-1、5859-2、5860-1、5866-3、5866-7、6320-5

羽多屋字火箱沢 327-1、328、333、350、358、359、360、361、366-138

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は4~クタール程度である。

本区域ははん用機械器具製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域9】

保田字ツベタ 6951-1~6951-4、6951-13、6952-10、6952-13、7107-1~7107-4、7107-7~7107-9、7107-13~7107-15、7108-1、7108-2、7110、7111、7113-1~7113-5、7114-1、7115 (概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は7~クタール程度である。

本区域は電子部品・デバイス・電子回路製造業が立地している。新潟駅、新潟空港からと もに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的 に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域 10】

保田字加次免 1213-4、

保田字老ケ池 1214-1、1214-2、1214-5~1214-7、1223-3

保田字蓼瀬 1267-3、1267-7、1280-2、1280-3、1280-5、1280-6、1283-3、1284-3、1285-3、1285-4、1286-3、1298-3、1301-3、1302-3、1303-3、1304-3、1305-3、1306-2、1309-3、1322-4 1330-3

保田字草刈場 1270-1、1340-1、1340-5~1340-7、1344-1~1344-5、1348

小浮字老ケ池 7-2

野田字老ケ池 1-1

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は6~クタール程度である。

本区域は家具製造業、木材製造業、土石製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

該当なし。

【重点促進区域 11】

六野瀬字井戸瀬 436-1、436-5、436-6、437-2、437-12、437-13 久保字井戸瀬 1231-1~1231-3、1281-2、1281-7、1281-9、1281-12~1281-14、1695-1、1695-3~1695-6、1695-11、1695-16

久保字向 1732-2、1732-6、1732-8~1732-10、1732-12、1764-2、1765-1、1765-2、1765-5~1765-7、1776-1、1776-4、1776-5、1780-24、1780-27、1780-31、1780-33、1780-35、1790-33、1790-34、1790-43、1790-51

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は3~クタール程度である。

本区域は化学工業、食料品製造業、金属製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で40分程度とアクセスも良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

【重点促進区域 12】

京ヶ瀬工業団地 801-2~801-5、801-9~801-54、801-59~68、1045-1、1045-5~1045-26、1045-29、1062-1~1062-5、1062-8~1062-15、1062-17、1062-22~1062-39、1147-1、1147-4、1192-1、1192-4、1193-1、1194-1、1195、1196-1、1197-1、1197-4、1198-1、1199-1、1200-1、

1265, 1266, 1267, 1268, 1269, 1270, 1271, 1272, 1273, 1274, 1275, 1275-1, 1288, 1289, 1289-1, 1290, 1291, 1291-1, 3610-2, 3610-31, 3610-32, 3610-102, $3610-118 \sim 3610-123$, $3610-150 \sim 3610-159$

下里 3610-99~3610-101

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は27~クタール程度である。

本区域は食料品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・ 土石製品製造業が集積している。新潟駅、新潟空港からともに車で30分程度とアクセスも 良好であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるた め、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

阿賀野市都市計画マスタープランにおける記載:本重点促進区域は工業ゾーンとされている。

重点促進区域 位置図(地図)「別紙2参照」

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1】

設定した区域は市内の主要業種(金属加工業、食料品製造業)が立地していることから、 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区 域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は 存在しない。

【重点促進区域2】

設定した区域は市内の主要業種(はん用機械器具製造業が)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域3】

設定した区域は市内の主要業種(化学工業)が立地していることから、当該区域において 地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場 立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域4】

設定した区域は市内の主要業種(食料品製造業、食料品卸売業)が立地していることから、 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は 存在しない。

【重点促進区域5】

設定した区域は市内の主要業種(食料品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域6】

設定した区域は市内の主要業種(食料品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域7】

設定した区域は市内の主要業種(はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、窯業・ 土石製品製造業、金属製品製造業、食料品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、当区域は、平成29年6月時点で、32.4haの分譲可能用地が存在する。

【重点促進区域8】

設定した区域は市内の主要業種(はん用機械器具製造業)が立地していることから、当該 区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に 設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在 しない。

【重点促進区域9】

設定した区域は市内の主要業種(電子部品・デバイス・電子回路製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、 重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 10】

設定した区域は市内の主要業種(家具・装備品製造業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 11】

設定した区域は市内の主要業種(化学工業、食料品製造業、金属製品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

【重点促進区域 12】

設定した区域は市内の主要業種(食料品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業)が立地していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用することとする。なお、本区域に現時点では遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域 新潟県阿賀野市山倉

1912-1~4, 1912-6

新潟県阿賀野市沖字腰廻 315-1

新潟県阿賀野市女堂 300-1、300-2、301-22

新潟県阿賀野市勝屋字横道下 918-5、918-112、918-113、918-125

新潟県阿賀野市大室字山道 660-3

新潟県阿賀野市大室字新山 666-2

新潟県阿賀野市十二神字貝喰 61-3、66-2、77-1、77-6、77-25、79-3、79-14、79-17

新潟県阿賀野市大室字十二神 244、247-1、247-2、1248

新潟県阿賀野市大室字貝喰 2139-223、2139-229、2142、2143

新潟県阿賀野市かがやき

257-41, 257-105, 257-107, 257-109, 356-1, $356-66 \sim 356-70$, 395-1, $395-3 \sim 395-5$, 5911-1, $5911-3 \sim 5911-27$, 5911-29, 5917-1, $5917-4 \sim 5917-27$, 5917-32, 6168-2, 6168-4, 6168-6,

 $6168-8 \sim 6168-43, \ 6170-3, \ 6306-4 \sim 6306-21, \ 6308-3, \ 6308-5, \ 6310-4, \ 6310-5, \ 6472-2, \ 6473-2 \sim 6473-4, \ 6490-6 \sim 6490-8, \ 6490-12, \ 6495-9, \ 6495-10, \ 6513-2, \ 6515-3, \ 6516-3, \ 6518-3 \sim 6518-7, \ 6545-2, \ 6545-3, \ 6550-2 \sim 6550-4, \ 6552-3, \ 6553-2, \ 6553-3, \ 6554-3 \sim 6554-5, \ 6577-2, \ 6577-3, \ 6584-3, \ 6584-4, \ 6585-2, \ 6586-2, \ 6586-4, \ 6586-6 \sim 6586-8, \ 6592-4, \ 6597-3, \ 6604-3, \ 6606-3, \ 6606-8, \ 6607-2, \ 6607-4 \sim 6607-7, \ 6608-3, \ 6621-3, \ 6621-4, \ 6623-2, \ 6623-6, \ 6645, \ 6652-3, \ 6654-2, \ 6668-3, \ 6670-4, \ 6670-5, \ 6697-6, \ 6697-7, \ 6698-3, \ 6699-3, \ 6700-3, \ 7183-3, \ 7184-3, \ 7268-3, \ 7431-2, \ 7431-3, \ 7436-2, \ 7438-1$

新潟県阿賀野市保田字中山

5836、5837、5838、5839、5854-1、5855-1、5855-2、5856-1、5856-2、5859-1、5859-2、5860-1、5866-3、5866-7、6320-5

新潟県阿賀野市羽多屋字火箱沢

327-1、328、333、350、358、359、360、361、366-138

新潟県阿賀野市保田字ツベタ

 $6951-1 \sim 6951-4$, 6951-13, 6952-10, 6952-13, $7107-1 \sim 7107-4$, $7107-7 \sim 7107-9$, $7107-13 \sim 7107-15$, 7108-1, 7108-2, 7110, 7111, $7113-1 \sim 7113-5$, 7114-1, 7115

新潟県阿賀野市保田字加次免

1213-4

新潟県阿賀野市保田字老ケ池

1214-1, 1214-2, $1214-5\sim1214-7$, 1223-3

新潟県阿賀野市保田字蓼瀬

1267-3、1267-7、1280-2、1280-3、1280-5、1280-6、1283-3、1284-3、1285-3、1285-4、1286-3、1298-3、1301-3、1302-3、1303-3、1304-3、1305-3、1306-2、1309-3、1322-4、1330-3、

新潟県阿賀野市保田字草刈場

1270-1, 1340-1, $1340-5\sim1340-7$, $1344-1\sim1344-5$, 1348

新潟県阿賀野市小浮字老ケ池

7-2

新潟県阿賀野市野田字老ケ池

1-1

新潟県阿賀野市六野瀬字井戸瀬

436-1, 436-5, 436-6, 437-2, 437-12, 437-13

新潟県阿賀野市久保字井戸瀬

 $1231-1\sim1231-3$, 1281-2, 1281-7, 1281-9, $1281-12\sim1281-14$, 1695-1, $1695-3\sim1695-6$, 1695-11, 1695-16

新潟県阿賀野市久保字向 1732-2、1732-6、1732-8~1732-10、1732-12、1764-2、1765-1、1765-2、1765-5~1765-7、1776-1、1776-4、1776-5、1780-24、1780-27、1780-31、1780-33、1780-35、1790-33、1790-34、1790-43、1790-51

新潟県阿賀野市京ヶ瀬工業団地

 $801-2\sim801-5$, $801-9\sim801-54$, $801-59\sim68$, 1045-1, $1045-5\sim1045-26$, 1045-29, 1062-1 $\sim1062-5$, $1062-8\sim1062-15$, 1062-17, $1062-22\sim1062-39$, 1147-1, 1147-4, 1192-1, 1192-4, 1193-1, 1194-1, 1195, 1196-1, 1197-1, 1197-4, 1198-1, 1199-1, 1200-1, 1265, 1266, 1267, 1268, 1269, 1270, 1271, 1272, 1273, 1274, 1275, 1275-1, 1288, 1289, 1289-1, 1290, 1291, 1291-1, 3610-2, 3610-31, 3610-32, 3610-102, $3610-118\sim3610-123$, 3610-150 $\sim3610-159$

新潟県阿賀野市下里

3610-99~3610-101

設定する区域は、平成29年4月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみ た地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①産地化・ブランド化を目指す「ばれいしょ」や「いちご」などの農業特産品を活用 した食品関連産業分野
- ②ボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器等関連産業 の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

①産地化・ブランド化を目指す「ばれいしょ」や「いちご」などの農業特産品を活用 した食品関連産業分野

平成27年国勢調査をみると、本地域の農業の就業者割合が11.3%と近隣市町村と比べて大きいことからわかるように、本地域は農業が基幹産業であり、稲作のほか、多品目の野菜や果樹を生産している。本地域の農業産出額は74億円で、全国の市町村別平均の51億円を大きく上回っており、特に本地域では付加価値の高い農産物の生産・販売を目的として、ばれいしょ、いちご、いちじく、たまねぎ、カリフラワー、えだまめを重点6品目として指定し、産地化・ブランド化を推進している。

J A南部予冷センター提供資料による出荷額は、ばれいしょ(10,540kg)、いちご (5,348kg)、いちじく (293kg)、たまねぎ (12,670kg)、カリフラワー (8,298kg)、えだまめ (5,196kg) であり、出荷額の総額は2年間で20%以上増加している。

この重点6品目をはじめとする地元野菜や果物を加工した食品開発を進めることを目指し、平成29年度において、廃校を利用した食品乾燥施設を市で整備し、農産物の高付加価値化を推進する環境を整備した。

この食品乾燥施設は、食品を乾燥する新たな技術・ノウハウを有する食関連の山形 大学発ベンチャー企業と連携することで、農産物に対して「素材の風味と栄養価の維 持」「使用期間の長期化」「利用のしやすさ」といった新たな付加価値を生み出せる強 みを有し、飲食店や食品加工業者の利用など、地域農産物を地域内で利用するという 好循環を生み出すものである。

この取り組みの普及促進を目指し、平成28年度においては、農産物を介した農家と地元企業とのマッチングイベントとして、先進的な取り組み事例の発表会を開催し、6農家、5食料品製造業社が参加し、今後の取り組み課題や展望を学んだ。

5月から稼働した食品乾燥施設ではにいがたフード・ブランド(県推奨品目)であるいちご(越後姫)を乾燥させ付加価値を付けた商品開発(発泡酒)が行われたほか、商品化には至っていないが、「ばれいしょ」や「いちじく」などの乾燥を行い、商品化へ向けた検討をしてきた。

また、本地域の製造業事業者数 111 のうち、食料品製造業は 21 を占めており、食料品製造業者がこの乾燥施設において付加価値を付けた野菜や果樹を活用した食品開発が期待でき、こうした地元野菜・果樹を加工した食品を活用して、食品関連産業分野の促進に取り組む。

②ボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の 集積を活用した成長ものづくり分野

本地域の機械器具・先端加工組立、医療機器関連産業の集積は、機械器具・先端 加工組立の事業所数は49事業所、製品出荷額等は2,816,560万円、従業員数は1,738 人、医療機器等関連産業は、事業所数は3事業所、製造品出荷額等は2,802,418万 円、従業員数は169人となっている。

特出するものとしては、医療用ガス製造については、県内売上上位の企業が1社 立地しているほか、医療機器にも使用されているボールスプライン(直動ベアリン グ)の製造関連企業も5社集積しており、ボールスプラインの8割以上が本地域で 製造されている。

ボールスプライン(直動ベアリング)は、産業機械の性能を大きく向上させ、様々な機械の直動運動部に用いられる。ボールスプラインとは、THK(株)が世界に先駆けて開発した「直線運動を必要とする機械装置に組み込まれる基幹部品」であり、当時一般的であった、丸軸に対して案内装置がボールによって運動を行うリニアブッシュタイプに許容荷重や剛性などの性能面で大きく改善を加えて開発されたものである。この高い技術力を誇るボールスプラインの活用の幅は広く、産業用ロボットや半導体・液晶製造装置、輸送機器などの多分野において活用されている。

ボールスプラインに代表される機械器具・先端加工組立の企業は、高齢化に伴う 関連機器の需要を背景に、精密部品の製造や産業ロボット技術を持つ企業から、よ り高付加価値な医療機器・介護機器への製造企業への転換も期待できる。

また、本地域には、呼吸療法や麻酔導入などの役割を果たし、医療機関のライフラインといわれる県内第2位の売上高を有する医療用ガスを製造する事業所があり、酸素や亜酸化窒素などの吸入用ガスや一酸化窒素製剤、液化ヘリウム、滅菌ガスなどを供給している。

こうしたボールスプライン、医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器 等関連産業の集積を活用して、成長ものづくり分野の促進に取り組む。なお、ヤマト特殊鋼株式会社がボールスプラインなどの特殊鋼材の加工に係る事業を予定している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域 経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1)総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置 に関する条例を制定する。

②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備 地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税 (法人県民税、事業税及び不動産取得税等)の軽減措置を講ずる条例を制定。

③地方創生関係施策

平成30年度~34年度の地方創生推進交付金を活用し、次の施策を実施する予定 産地化・ブランド化を目指す「ばれいしょ」や「いちご」などの農業特産品を活用し た食品関連産業分野において、設備投資支援、製品・技術開発、生産性向上、専門家派 遣等の支援施策を実施する予定。

④助成金制度の整備

県営東部産業団地に地域経済に波及効果をもたらすような企業の立地を促進するため、用地取得助成金(10%)などの助成金制度を整備する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等) 該当なし。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者にとっては、経営戦略に関する意思決定から実行にかけてのスピードがますます重要となっている。阿賀野市商工観光課内に相談窓口を設置するとともに、定期的に事業者を訪問することにより事業ニーズを把握し、対応については、知事や市長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①市町村及び都道府県の緊密な連携(新潟県、阿賀野市)

地域経済牽引事業を行う上で、関係法令や規制、提出書類等の各種手続きが必要となる。事業の円滑な実施を支援するためにも、市内部の関係部署や新潟県の関係部署と緊密な連

携を図り、事業者のニーズに迅速に対応する。

②事業開始後の支援継続

地域経済牽引事業が他の事業者等を含めて地域に波及効果をもたらすには、継続的に実施されることが必要である。そのため、定期的な訪問を行い、事業実施前におけるニーズの把握はもちろん、実施期間中及び終了後においても継続的なフォローアップを行い、新たな事業者ニーズに対応する。

③人材育成·確保支援

人口減少社会において、経済成長を続けていくには生産性の向上が必要であるが、近年、 若年者の減少、熟練技能者の高齢化により、次代を担う産業人材の不足が懸念されている。 事業者が求める人材を把握し、国の施策活用を図るとともに、以下の機関等と連携を図 りながら、人材育成・確保に対する支援を行う。

(I) Uターン・I ターン・J ターンによる人材確保のための取り組み

地域内の付加価値を高めるためには、優秀な人材の確保が欠かせない要素である。それには、本市の強みである自然環境あふれる中での就業と技術力のある既存産業を広報する必要がある。

このことから地元企業の魅力について、ホームページなどを利用して広く情報発信し、都会で専門知識を持つ人材の確保や地方で暮らしたいと考えている人の「Uターン就職」、「Jターン就職」、「Uターン転職」を促す。特に、表参道・新潟館ネスパス内の「にいがたUターン情報センター」などを通じてUターン・Iターン・Jターン者に対する情報提供を行う。

また、地元企業や進出予定企業が必要とする人材について情報収集し、大学や専門学校等への情報提供を行う。

(Ⅱ)大学、職業能力開発校における地域産業につながる人材育成の取り組み

地域内の付加価値を高めるためには、地域産業の発展に資する知識や技術を有する優秀な人材の育成が欠かせない要素である。

このため、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟大学をはじめとする地域大学、域内に存在する支援機関との情報交換を図りながら連携した取り組みを行う。

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31~34 年度
	(初年度)		(最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減	12 月議会に条例案	運用	運用
免措置	提出・審議		
	平成 30 年1月条例		
	施行、受付開始		
②不動産取得税、県	9月議会に条例提	運用	運用
固定資産税、法人県	案・審議		
民税、事業税の軽減	10 月施行		
措置の創設			
③地方創生推進交	検討	運用	運用
付金の活用			
④助成金制度	12 月議会に条例改	運用	運用
	正案提出・審議		
	平成 30 年 1 月条例		
	施行、受付開始		
【情報処理の促進の	ための環境整備(公共)	データの民間公開等)】	
① —	_	_	_
【事業者からの事業	環境整備の提案への対応	志】	
①相談窓口の設置	設置・運用	運用	運用
【その他】			
①新潟県との連携	実施	実施	実施
②事業開始後の支	実施	実施	実施
援継続			
③人材育成・確保	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、新潟大学をはじめとする地域大学、域内に存在する支援機関がそれぞれの能力を最大限に発揮して連携した支援を行う必要がある。このため、新潟県と阿賀野市ではこれらの支援機関の理解醸成を努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関との連絡・調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①新潟大学(所在地:新潟市)

新潟大学の地域創生推進機構においては、最先端の設備を有しており、人材の育成と 企業における未解の問題や課題に対し、助言や知識、情報、研究成果などの提供を行っ ている。また、産学共通の課題についても共同研究を実施する場となっている。

②長岡技術科学大学(所在地:長岡市)

長岡技術科学大学は、実践的な技術開発を主眼とした教育研究を行う工学系の大学として設置され、創造的・実践的な技術者・研究者の養成を行いながら地域社会との連携を図っている。特に産業界との連携を行う「産学官・地域連携/知的財産本部」があり、企業と教員との間のコーディネートを行い、共同技術開発の推進などの事業を実施している。

③新潟薬科大学(所在地:新潟市)

新潟薬科大学産官学連携推進センターでは、医薬品や健康食品・サプリメント食品の開発、機能評価、バイオ関連技術のアドバイザーとして、企業・官公庁・研究機関と共同研究・技術相談を行っている。また、当大学は、阿賀野市五頭薬用植物園の管理組合委員として、同植物園の事業運営に協力しており、今後とも多方面にわたって連携していく。

④新潟工科大学(所在地:柏崎市)

新潟工科大学地域産学交流センターでは、機械、制御、電気、電子、情報、化学、バイオテクノロジー、建築および土木等に関する基礎研究、応用研究および実用化研究など広い範囲で企業等からの共同研究、受託研究、奨励寄附、技術相談および各種調査等を受け入れている。

⑤新潟医療福祉大学(所在地:新潟市)

新潟医療福祉大学の研究推進機構プロジェクト研究センターでは、企業・団体などから 受託研究や共同研究を受け入れている。

⑥新潟市バイオリサーチセンター(所在地:新潟市)

新潟市が進める「新潟バイオリサーチパーク構想」の展開エリア内の共同研究施設である。同センターでは、同構想に基づき、新潟薬科大学と共同し、バイオ関連産業に役立つ新技術開発とその有効利用に関する研究を、産学官連携で行っている。

⑦公益財団法人にいがた産業創造機構(所在地:新潟市)

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。

⑧新潟県工業技術総合研究所(所在地:新潟市)

県内中小企業の技術的支援、事業者単独では解決困難な問題に向けた分析調査や、製品開発、技術開発を行う際に必要な高精度な計測や信頼性評価、特性評価など実施している。

また、同下越技術支援センターにおいては、技術指導、実用研究、依頼試験、試験研究機器の貸付などとともに情報提供、企業間リンケージなど企業活動に密着した総合的な技術支援も行っている。

⑨新潟県農業総合研究所食品研究センター(所在地:加茂市)

農業と食品産業のさらなる発展のため、米の消費拡大の研究、本作・転作産物である 大豆の利用拡大の研究、今後生産増が見込まれる県特産農産物の利用の研究、米菓・餅・ 漬物等の既存食品の高品質・高付加価値化の研究、機能性食品等の新規加工食品の研究 などを重要なテーマとし、技術開発に取り組んでいる。また、研究成果の技術移転や 企業等への技術支援をさらに進展させるとともに、産学官連携の共同研究などへの積 極的な取り組みによる研究の高度化・効率化を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定した新潟県環境基本計画に基づき、本県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、事業者は次のように事業特性や地域の環境特性に配慮する必要がある。

①企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、本市と県が密接な連携を図りながら、関係法令等に基づき、大気・水質等の排出抑制や騒音・振動の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取り組みを促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、集積区域の事業活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともに、併せてエネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。なお、県営及び市営工業団地へ新たに立地する企業に対しては、本市と環境保全協定を締結し、事業活動に伴って発生する公害等の防止対策に取り組むよう求める。

- ②促進区域内住民に対しては、必要に応じて環境保全について住民説明会やシンポジウムの他、工場内の視察受け入れを行うなど、企業に対する十分な理解を図っていく。
- ③ゼロ・エミッションや CO2 削減など先進的な取組みの企業又は団体を推奨し、その普及啓発を図るほか、市では、環境基本計画・地球温暖化対策実行計画に「地球温暖化に関する知見の普及」「温室効果ガスの排出抑制」などの具体的な取組みを盛り込むとともに、住民、企業及び行政の協働による取組みを進める。

(2) 安全な住民生活の保全

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県 犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまち づくり推進条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団 体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、そ の他犯罪の発生する機会を減らすための取り組みを推進している。

様々な事業活動を行うに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、両条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するため、警察や消防等と連携し、犯罪を未然に防止する活動や防犯・防災意識の高揚等に取り組むこととする。

(3) その他

①PDCA体制への整備等

地域経済牽引事業促進協議会を年1回開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1)総論 該当なし。

- (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項特になし。
- (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。